

## 確 認 書

厚生労働省（以下「甲」という。）及び神奈川県横浜市（以下「乙」という。）は、令和2年2月3日に横浜港に入港した「ダイヤモンド・プリンセス号」からの下船者（以下「下船者」という。）に対する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）に基づく移送に関し、以下のとおり確認する。

なお、本確認書は、法に基づき移送費用（第1条で定義するものをいう。）の支弁を要する旨及びそれに向けた事務手続を念のため確認するものであり、甲及び乙において新たな法律関係を発生させるものではない。

### 第1条（移送費用）

甲及び乙は、下船者のうち、法第19条第1項及び同法第20条第1項の規定に基づき乙が入院勧告を行った者の移送に係る費用（以下「移送費用」という。）について、法第58条第4号の規定に基づき乙による支弁を要することを確認する。

### 第2条（事務手続）

甲及び乙は、以下の事務手続に沿って、乙による移送費用の支弁が行われることを確認する。

- (1) 甲は、下船者に係る移送主体、移送日、移送先及び移送費用に関する情報（以下、総称して「移送情報」という。）を集約し、乙に通知する。
- (2) 乙は、前号の規定により甲から通知を受けた移送情報を確認した上で、移送情報を確認した旨を甲に通知する。
- (3) 甲は、前号の規定により乙から通知を受けたときは、下船者に係る各移送主体に対して、各移送主体をして乙に移送費用を請求するよう依頼する。
- (4) 乙は、各移送主体から移送費用の請求があったときは、各移送主体による請求額が移送情報に記載された移送費用額と同額であることを確認した上で、請求日から30日以内に、各移送主体が指定する口座に移送費用相当額を支払うものとする。

令和2年9月3日

甲 厚生労働省健康局結核感染症課長

江浪

武志



乙 横浜市長

林 文子

横浜市中区本町6丁目50-10

